

清水苑居宅介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人六心会（以下「法人」という。）が開設する清水苑居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、他の居宅介護支援業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努める。
- 5 市町村から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
- 6 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名 称 清水苑居宅介護支援センター
(2) 所在地 滋賀県東近江市五個荘川並町268番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業を行う上で必要な職員を適切に配置し、職種、員数及び職務内容は次の

とおりとする。

(1) 管理者（所長）（主任介護支援専門員）：1名

管理者の職務

- ア 管理者は、職員の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- イ 管理者は、職員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ウ 管理者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保する。

(2) 介護支援専門員：1名以上（常勤）とし業務の状況に応じて増員する。

尚、当該増員については、非常勤の者を充てることができる。

介護支援専門員の職務

- ア 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
- イ 介護支援専門員は、利用者35名に対して1名を標準とし、その端数を増すごとに1名を増員する。

(3) 事務員：事務員（兼務）は、介護支援専門員の補助の業務にあたる。

- 2 介護支援専門員のサービスの取り扱いに関する基準は、厚生省令を遵守する。
- 3 職員の資質向上のために採用時および定期的研修を確保する。
- 4 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、法人の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間以外でも、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

（居宅介護支援の提供方法）

第6条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。

- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1カ月前には行われるよう必要な援助を行う。

- 5 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がない場合、業務の提供を拒否しない。
 - (1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該市町村に通知する。

(居宅介護支援の内容)

- 第7条 居宅介護サービス計画の作成。
- (1) 居宅介護サービス計画の担当配置
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。
 - (2) 利用者等への情報提供
居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者またはその家族がサービスの選択が可能となるよう支援する。
 - (3) 利用者の実態把握
介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
 - ア 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - イ 少なくとも一月に一回、実施状況の把握の結果を記録する。
 - (4) 居宅サービス計画の原案作成
介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所または事業所内会議室および相談スペースにおいて相談を受け、サービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
 - (5) 使用する課題分析票の種類
事業所では、居宅介護サービス計画を作成するにあたり、できるだけ

利用者の希望にそった方式を使用するものとする。

使用する課題分析票の種類は、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式（独自様式）とする。

(6) 担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者からの意見を求めるものとする。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得て、計画書を交付する。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3 介護保険施設の紹介等

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料等)

第8条

本事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護指定が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

2 本事業の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域超過分片道 10km 未満 500円

(2) 実施地域超過分片道 10km～20km 未満 1,000円

(3) 実施地域超過分 20km 以上 10km 每に 500円加算

(4) タクシーを利用した場合は実費負担

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、

利用者の同意を得なければならない。

- 4 その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

(通常の事業実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、東近江市五個荘地区・能登川地区・近江八幡市安土町の区域とする。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

- 第10条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者から申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(苦情処理)

- 第11条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

- 第12条 事業所の介護支援専門員、その他職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、法人就業規則に定める。

(損害賠償)

- 第13条 当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を利用者に賠償するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 16 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 17 条 事業所の会計は、他の会計と区別することとし、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。
- 2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
 - 3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅介護サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその代償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
 - 4 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5カ年間保存する。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(重要事項の掲示)

- 第 18 条 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示、または、閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

(法令との関係)

第19条 この規程に定めのない事項については、「東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」、その他関連法令の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成15年12月12日から施行する。
2. この規程の施行により、従前の社会福祉法人六心会清水苑居宅介護支援センター運営規程は、廃止する。
3. この規程の一部改正は、平成18年 5月17日から施行する。
4. この規程の一部改正は、平成19年12月 7日から施行する。
5. この規程の一部改正は、平成22年 4月 1日から施行する。
6. この規程の一部変更は、平成23年 4月 1日から施行する。
7. この規程の一部変更は、平成27年 4月 1日から施行する。
8. この規程の一部変更は、平成29年 4月 1日から施行する。
9. この規程の一部変更は、令和 2年 4月 1日から施行する。
10. この規程の一部変更は、令和 3年 4月 1日から施行する。
11. この規程の一部変更は、令和 3年11月 1日から施行する。